

概要版

第2期

湯梨浜町福祉のまちづくり計画



平成29年3月

湯梨浜町

1 計画策定の背景と趣旨

平成20年に人権尊重、ノーマライゼーションの理念の下、物理的、心理的、社会的な環境の整備の推進を行い、障がい者や高齢者の生活の自立や社会参加の促進を図ることを目的として、「福祉のまちづくり計画」を策定しました。

計画の策定から8年経過し、少子高齢化は急速に加速し、障がい者、障がい児数も増加傾向で推移しています。また、この間、東日本大震災が発生し、また2020年（平成32年）には東京オリンピック、東京パラリンピックが開催されるなど、あらゆる局面で、障がい者、高齢者、子どもなど多様な特性を有する人々に対する環境整備が急務となっています。

このような社会的背景を踏まえて、個別の福祉分野において、法改正、制度の新設がされ、高齢者の多様な分野での社会参加、要介護者や障がい者の地域社会での自立支援、安心して子育てができる環境の整備が推進されています。また平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重される共生社会の実現が理念として掲げられました。

さらに平成28年10月21日に発生した鳥取県中部地震の教訓を活かして、災害に備えた防災・減災体制、避難支援体制についても見直しがされることとなっています。福祉のまちづくりの観点からも、災害時要配慮者に対しての支援方法を検討、提案していく必要があります。

こうした時代の潮流を踏まえ、前回計画のテーマである「すべての人にやさしいまちづくり」をより具現化し、実効性の高いものになるよう第2期「福祉のまちづくり計画」を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

この計画は、「第3次湯梨浜町総合計画」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」におけるまちづくりの理念に基づき策定されるものです。第3次湯梨浜町総合計画の基本目標「未来を創造する先駆的なまちづくり」を具現化するための福祉分野における計画として位置付けられます。

「第3期 湯梨浜町地域福祉計画」などの計画や福祉、教育、住宅、建設、防災、人権など福祉のまちづくりを推進する上での必要な関連施策との整合性を図っています。

第3次湯梨浜町総合計画 (まち・ひと・しごと創生総合戦略)

第3期湯梨浜町地域福祉計画

未来を創造する先駆的なまちづくり
「ユニバーサルデザインのまちづくり」
「福祉のまちづくり」

地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)

介護保険事業計画・
高齢者福祉計画

障がい者計画

子ども・子育て支援事業計画

健康ゆりはま21計画

福祉のまちづくり計画

地域福祉に関する具体的な施策

福祉サービスの適切な利用の促進

社会福祉を目的とする事業の健全な発達

社会福祉に関する活動への住民の参加促進

教育・環境・防災・建設などとの連携

男女共同参画プラン

あらゆる差別をなくする総合計画

地域防災計画

第2期福祉のまちづくり計画の 基本構想及び方向性

1 計画の基本理念

これまでの福祉施策は、高齢者や障がい者などのために、段差の解消などの物理的なものを始めとする障壁（バリア）を取り除くという「バリアフリー」という概念を元に進められており、第1期福祉のまちづくり計画でもバリアフリーを基調にした多面的な環境整備を基本方針としています。

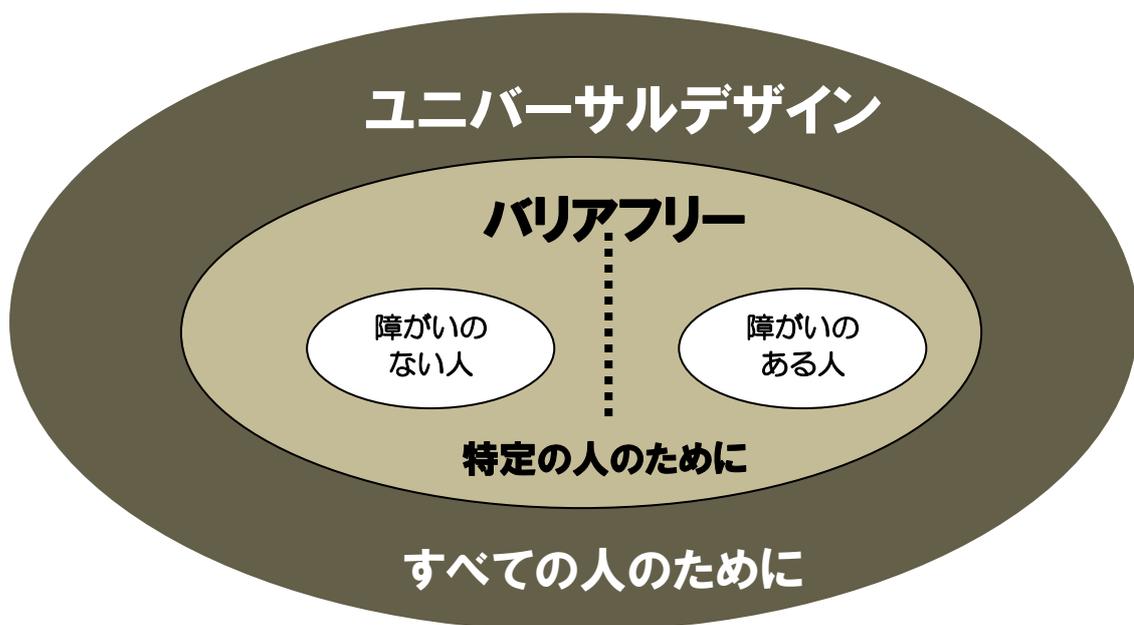
ところが、バリアフリーが定着していく一方で、近年、「ユニバーサルデザイン」という概念が急速に浸透してきました。

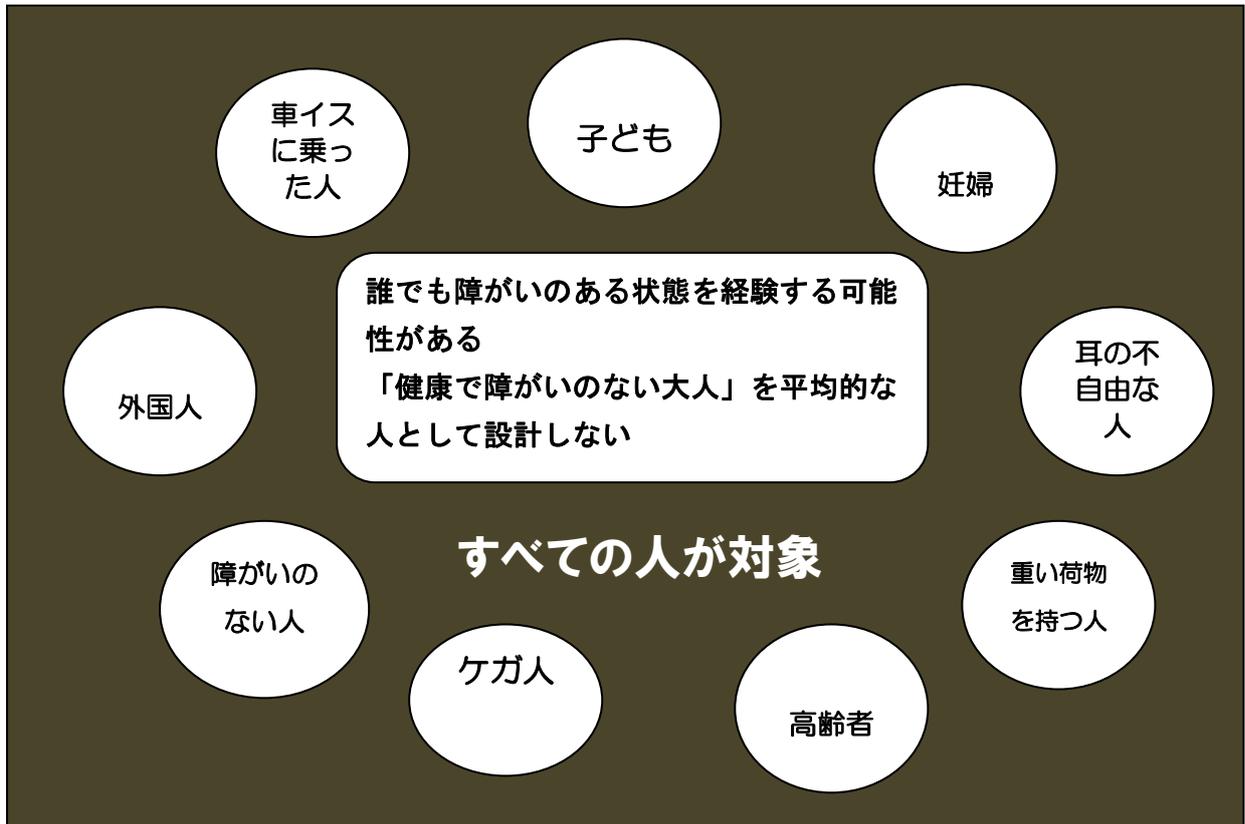
ユニバーサルデザインとは障がいの有無、年齢、性別、国籍などに関係なく、すべての人の多様なニーズを考慮し、安全、安心で快適に利用できるよう建物、製品などを計画し、設計する考え方です。その発想の原点には「健康で若い人」を平均的として計画、設計するのではなく、多様な個性をもつ人々の利用を前提としています。

障がい者、高齢者、子どもなど多様な個性をもつすべての人が安心、安全で快適に暮らすことができる社会を実現させるためには、物理的、社会的なすべての障壁を取り除くバリアフリーという概念とともに、そこから一步進んで新しい障壁が生じないように誰もが利用しやすくデザインするユニバーサルデザインという概念に立った施策を行う必要があります。

また、本町をにぎわいと活力のある町にするためには、観光産業の振興や移住定住の推進を図る一方で、受け入れ環境の整備を推進していかなければなりません。人をまちづくりの中心に置き、多様な特性を持つ人が安心して快適に暮らせるユニバーサルデザインを基調とした環境整備を進めていくことが必要です。

本計画では、ユニバーサルデザインの考え方を基本理念として取り入れ、すべての人にやさしいまちづくり「福祉でまちづくり」の実現に向けた取り組みを推進していきます。





2 計画の基本的視点

ユニバーサルデザインの概念に基づくまちづくりを推進していくため、次の基本的視点に立って、積極的に施策を展開していきます。

基本的視点 1

すべての人が円滑な移動、施設利用ができるための物理的な環境整備

障がい者、高齢者等が社会参加をするに当たり、移動や施設の利用は重要な手段であることから、日常生活上で利用する建築物、道路、公共交通などにおいて、移動等の円滑化を進めることは、自立に向けて極めて重要です。不特定多数が利用する施設のバリアフリー化はもちろん、施設までの移動経路も含めた生活空間における面的整備を推進していきます。

基本的視点 2

すべての人が地域で自立して暮らすためのバリアフリー化への推進

住宅は生活の基盤であり、集落は地域コミュニティの基礎単位です。住宅及び集落の様相は個人の生活の質はもとより、町のもつ活力や景観、地域社会の維持形成に密接に関連しています。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、高齢者や障がい者等が安全に暮らせる住環境の整備とともに、地域の拠点である集会所等を整備し、地域の一員として孤立することなく、包摂的に支え合うような体制づくりに寄与します。

基本的視点 3

多様な特性をもつ人々に配慮した情報のユニバーサルデザインの推進

障がい者や高齢者を含めたすべての人が地域の中で自立して生活していくためには、必要な情報を必要なときに入手し、発信できることが必要です。

得られる情報の量や質は社会的格差にもつながり、必要な情報を容易に入手できるように、情報障壁（バリア）を有する人々の特性に応じた情報提供の取り組みを展開していきます。

また、CCRC事業や2020年に開催される東京オリンピックのキャンプ地誘致など今後本町には国内外から多くの人々が流入、交流することが想定されることから、外国人など多様な特性をもつ人々が本町の観光資源、文化などを楽しむことができるようにハード面、ソフト面の両面から配慮した取り組みを推進していきます。

基本的視点 4

災害時・緊急時のときにも安全で安心なまちづくり

平成23年3月に発生した東日本大震災、熊本地震及び平成28年10月に発生した鳥取県中部地震の教訓を生かし、自助、公助だけでなく共助（地域防災力）の力を向上させ、地域住民が主体となった安全で安心なまちづくりの実現を目指します。特に災害時の情報伝達体制の整備、避難経路の確保、救護対策、防災知識の普及など要配慮者の視点に立ったきめ細やかな取り組みを行っていきます。

さらに、災害時だけでなく平常時の見守り体制も強化を図り、地域の中で安心して生活できるようなまちづくりを進めていきます。

基本的視点 5

心のユニバーサルデザインの意識醸成と社会参加の促進

現代社会は障がい者、高齢者、子ども、妊婦、外国人など様々な特性を持った人々で構成されています。すべての人々の人権が平等に尊重される社会の実現を目指すため、福祉教育を推進し、住民の意識啓発を行っていきます。

ハード面やソフト面に加え、互いの特性や個性を認め合い、他者への思いやりの心を育むようなハート面の取り組みを一層進めていきます。

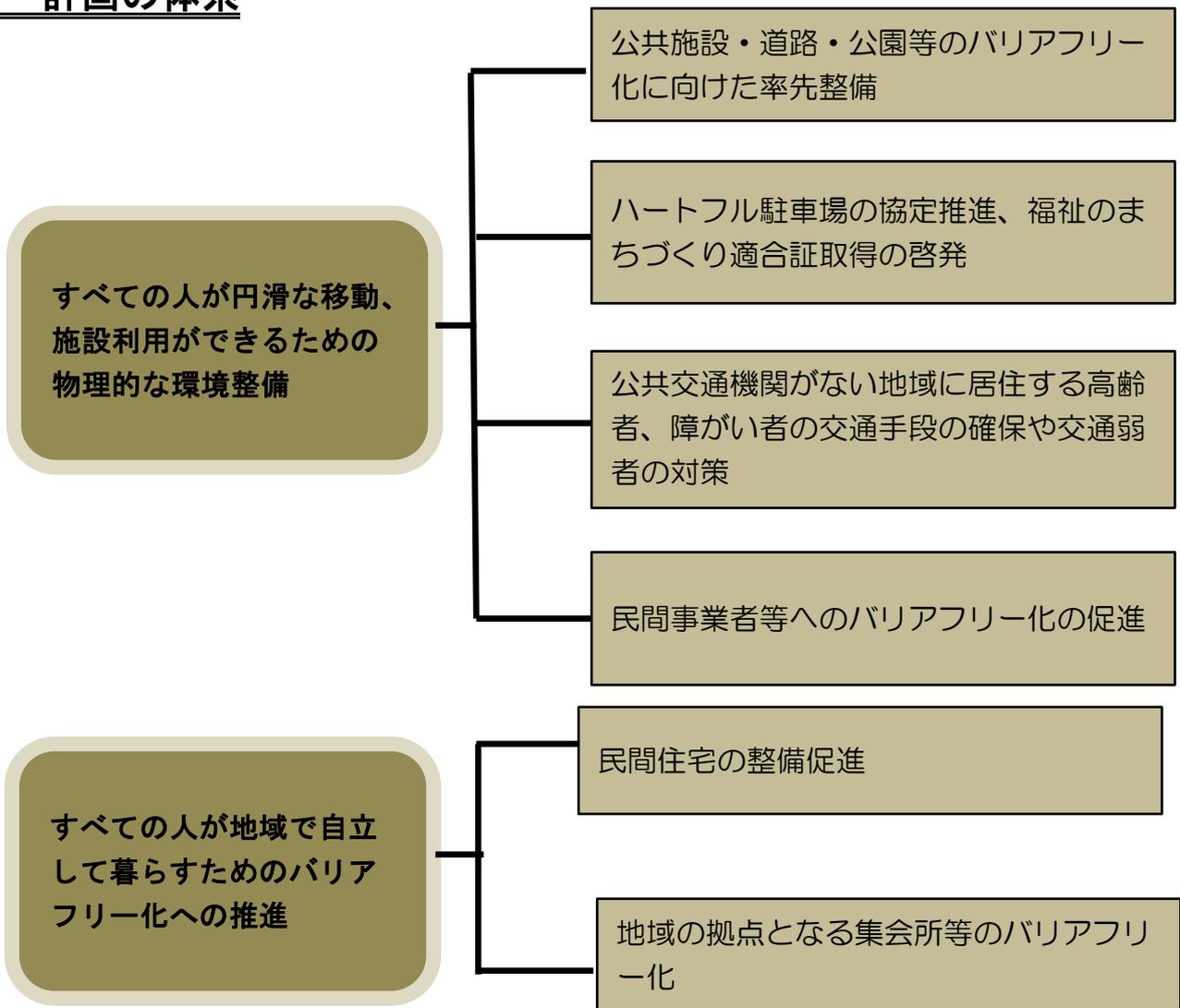
また、障がい者や高齢者、子育て世代が社会の担い手として役割と責任を果たしつつ、自信と喜びを持って生活を送ることができるような社会の実現を目指します。

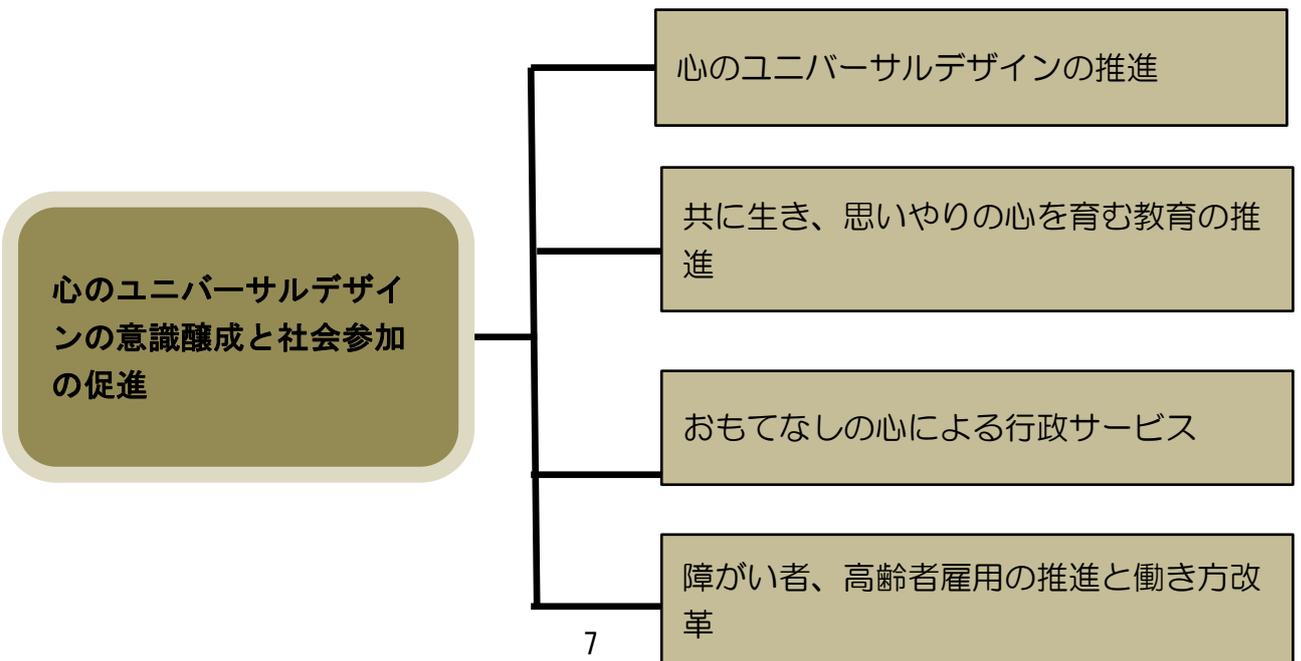
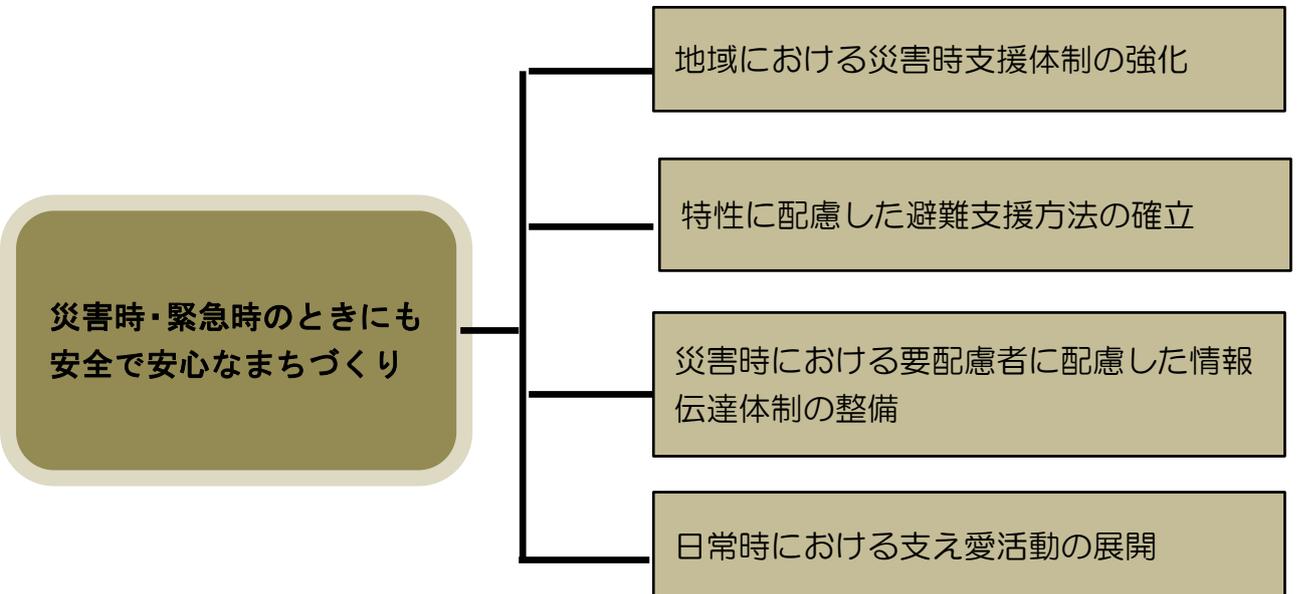
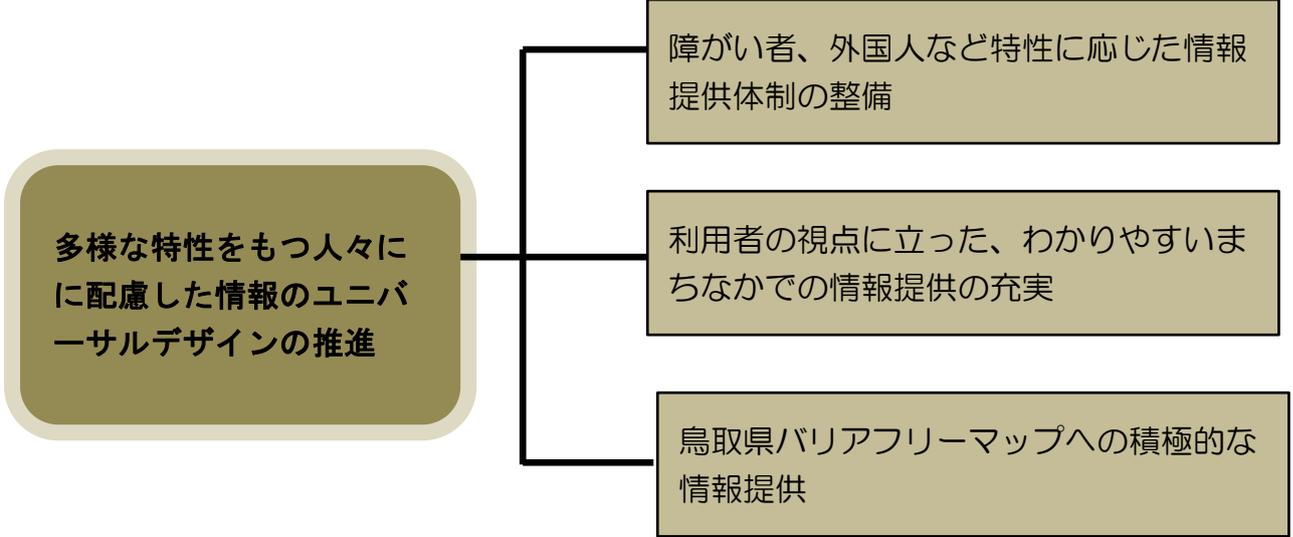
基本的視点 6
ユニバーサルデザインの視点に立った地域活性化とまちづくり

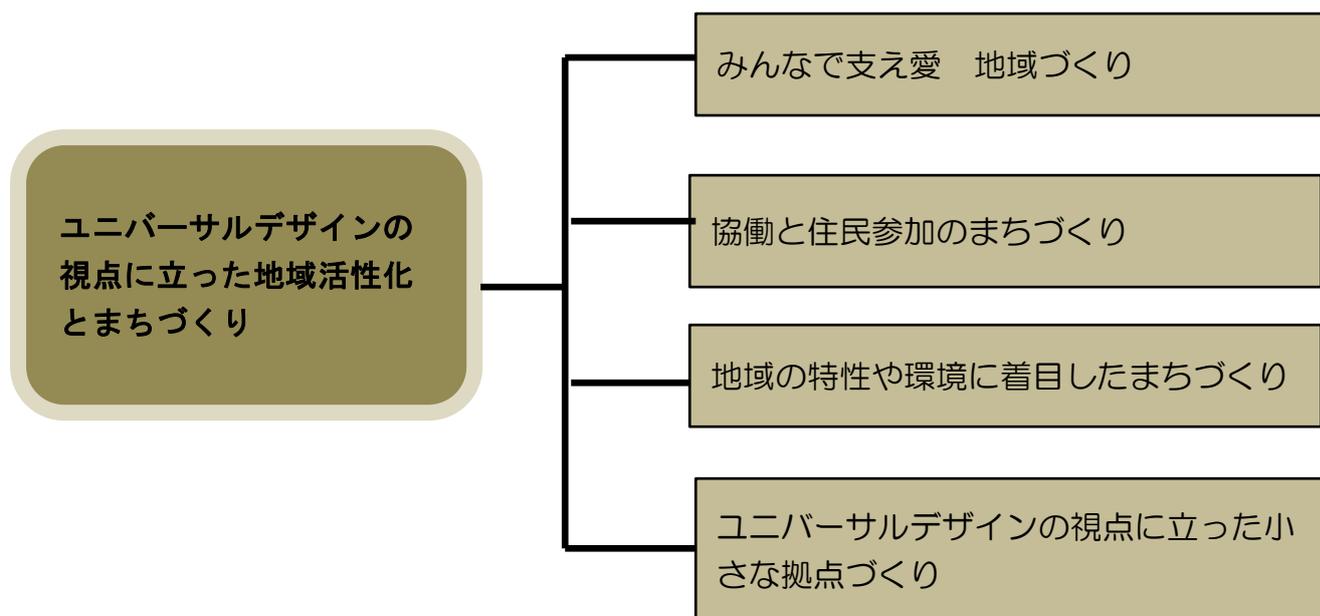
ユニバーサルデザインの核となる「すべての人々のため」という概念に基づき、地域の支援体制の強化や住民やNPOなどの民間団体と協働し、参画できるまちづくりを目指します。また、通学路や積雪対策など地域の特性や環境に着目したまちづくりを推進していきます。

現在、本町が取り組んでいる地方創生事業の「小さな拠点づくり事業」にもユニバーサルデザインの概念を取り入れた事業展開を検討していきます。

3 計画の体系







4 計画推進のための取り組みと推進

① すべての人が円滑な移動、施設利用ができるための物理的な環境整備

住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間など個別の施設等だけではなく、例えば自宅を出て公共交通機関を利用して目的地に行くまでの空間を一体としてとらえるなど、生活空間全体を面としてとらえて、より快適で生活しやすい環境を整備します。

また、交通弱者対策など地域住民が住み慣れた地域で安全・安心・快適な生活を送る上で欠かせない、地域の生活基盤の再建を促進します。

(1) 公共施設・道路・公園等のバリアフリー化に向けた率先整備

あらゆる人が安全で安心に利用でき、かつ快適に過ごせるような公共空間の整備を目指します。

【取組名】

- ◎安全安心に利用することが出来る道路施設の提供
- ◎公共施設におけるスロープや多目的トイレの設置
- ◎音響信号機、感應信号機の設置の促進

(2) ハートフル駐車場の協定推進、福祉のまちづくり適合証取得の啓発

公的施設において、安心して利用できる施設の指標となる福祉のまちづくり適合証取得を促進します。

障がいや高齢などで歩行が困難な人や、けがや出産前後で一時的に歩行が困難な人などが施設の専用駐車スペースを適切に利用できるハートフル駐車場制度を推進します。公共施設だけでなく、民間施設にも推進し、誰でも日常生活を快適に過ごせて、楽しめるようなまちづくりを促進します。

【取組名】

- ◎ハートフル駐車場の協定推進
- ◎福祉のまちづくり適合証取得の啓発

(3) 公共交通機関がない地域に居住する高齢者、障がい者の交通手段の確保や交通弱者の対策

過疎化による商店や医院の廃業、撤退などで日常生活に不便を生じている住民や、加齢により車の運転などの移動手段を失った住民が地域で豊かに暮らし続けるために必要な生活基盤を整備します。

【取組名】

- ◎のりあいバス
- ◎有償運送

(4) 民間事業者等へのバリアフリー化の促進

障がい者や高齢者が円滑に利用できるような民間施設の整備を促進するため、改修費用の一部を補助し、バリアフリー化を推進します。

【取組名】

- ◎バリアフリー環境整備促進事業

② すべての人が地域で自立して暮らすためのバリアフリー化への推進

誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることのできるよう、地域の拠点である集会所等のバリアフリー改修などを推進して、高齢者や障がい者が安全で安心して暮らせる住環境を整備していきます。

(1) 民間住宅の整備促進

すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、障がい者や要介護者の身体状況に応じた住宅の改修を促進していきます。そして福祉用具の購入補助やレンタルを行い、日常生活の自立を支援していきます。

また比較的介護度が低い人でも入居可能な医療や介護、生活サービスなどが併設された高齢者向け住宅の供給を促進していきます。

【取組名】

- ◎介護保険制度による住宅改修費支給
- ◎高齢者居住環境整備
- ◎障がい者向け住宅整備
- ◎要介護者に対する福祉用具の購入補助、レンタル

- ◎障がい者補装具、日常生活用具給付制度
- ◎多様なサービス付き高齢者向け住宅の供給の促進

(2) 地域の拠点となる集会所等のバリアフリー化

地域の拠点である集会所等のバリアフリー改修費用の補助を行い、高齢化した地域住民等が安心して地域交流できる環境整備を推進していきます。

【取組名】

- ◎小地域拠点集会所等バリアフリー事業

③ 多様な特性をもつ人々に配慮した情報のユニバーサルデザインの推進

障がい者や高齢者、外国人など多様な特性をもつ人々にとって、必要な情報が十分に提供され、容易に入手できるよう、様々な媒体を利用して、情報提供の充実を図っていきます。また、観光を振興し、湯梨浜町を「にぎわいのある町」にするためにも、ユニバーサルデザインの視点に立った、まちなみや景観に配慮した視認性の高い、外国人、歩行困難者、色覚障がいを持つ人など、不特定多数の人々にわかりやすい案内表示に努めます。

(1) 障がい者、外国人など特性に応じた情報提供体制の整備

視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、外国人、高齢者など多様な特性を持つ人に音声や文字による情報化のほか、手話や筆記、多言語表記、IT機器など特性や年齢に応じた多様なツールを利用するなど、情報発信の方法を工夫し、必要な情報が十分かつ容易に入手できるよう情報提供の充実を努めます。

【取組名】

- ◎視覚障がい者用広報
- ◎手話通訳者、手話奉仕員派遣事業
- ◎手話奉仕員養成講座
- ◎町主催の講演会、各種イベントでの手話通訳の配置
- ◎わかりやすさを追及した広報誌、パンフレットの内容充実
- ◎人的媒体を介した行政情報の積極的発信
- ◎ユビキタス社会の実現に向けた地域情報化

(2) 利用者の視点に立った、わかりやすいまちなかでの情報提供の充実

外国人旅行者や障がい者、高齢者を含めたすべての人が、湯梨浜町の観光を楽しめるように、わかりやすい案内表示やボランティアガイドの設置など観光客に対する人的対応の強化、充実に取り組みます。

観光施設だけでなく、市街地においても外国人来訪者や車いす利用者、歩行困難者、

視覚障がい者へ配慮した案内表示、多言語表示、使用者の視線に配慮した表示高の設定、アクセスの位置に植栽など障害物を設置しない、文字やピクトグラム（絵文字）の大きさに配慮するなど、特性に応じて、表示方法を工夫します。また、すでに形成された景観になじむようなシンプルで誰もが視認できる案内表示に努めます。

【取組名】

- ◎多様な人々に対応したわかりやすい観光案内の設置
- ◎観光ガイドの養成
- ◎ユニバーサルデザインの視点に立った市街地の案内表示

（3）鳥取県バリアフリーマップへの積極的な情報提供

障がい者、高齢者、乳幼児連れの保護者などがレジャーを楽しめるように、観光施設、飲食店など鳥取県バリアフリーマップへの情報提供を積極的に行います。

また町も、これらをホームページなどで積極的に情報発信します。

【取組名】

- ◎鳥取県バリアフリーマップへの積極的な情報提供

④ 災害時・緊急時のときにも安全で安心なまちづくり

東日本大震災や熊本地震、また平成28年10月に発生した鳥取県中部地震での教訓を踏まえて、地域防災力を向上させ、地域住民が主体となった「災害に強い湯梨浜町」を推進していきます。

障がい者、高齢者、子どもなど自力での避難が困難な要配慮者に対しては、災害時の情報伝達体制や避難誘導、救護対策など防災の様々な場面において、福祉のまちづくりの観点を踏まえた取り組みを進めていきます。

災害時だけでなく平常時においても、障がい者、高齢者、子どもなどが安心して地域で過ごせるような見守り活動を展開し、地域の安全や安心を支えます。

（1）地域における災害時支援体制の強化

災害に強い安全で安心な地域づくりを推進するためには、「自助」「共助」「公助」がキーワードとなってきます。大規模な地震、水害などの大災害発生直後は、行政や防災関係機関（消防、警察）の対応能力をはるかに超える被害が予想されます。このような時には、住民と地域を守ることができる自主防災組織や、地域での見守り体制の機能化が必要不可欠です。安否確認、救出救護、避難行動要支援者避難支援、避難所運営、被災情報の伝達、ボランティア受け入れなど、住民全員参加で役割分担して対応する必要があります。

近隣住民同士の隣保共助、地域での見守り、助け合いなどの「共助」力を向上させ、災害時にも安全・安心な地域の支援体制の強化を進め、災害に強いまちの実現を図ります。

【取組名】

- ◎災害時における要配慮者等の支援体制の強化
- ◎避難所のバリアフリー化
- ◎わが町支え愛活動の推進
(鳥取県中部地震の教訓を踏まえて今後施策が検討される予定)

(2) 特性に配慮した避難支援方法の確立

障がい、高齢、疾病、妊婦など多様な人々の特性を踏まえた上で、安全、安心に過ごせるような避難所の環境整備を進めます。町内施設においても大規模な災害に対応できるよう、福祉避難所としての機能を強化していきます。

また、聴覚障がい者など意思疎通に不自由を感じる人に対しての手話通訳者のへ派遣や災害時・復興時のメンタルケアなどその人に必要な支援が多様な形で用意できるように、対策を講じていき、特性に応じた避難支援方法の確立を図ります。

【取組名】

- ◎避難所の環境整備
 - ・多様な人々が安全、安心して過ごせるような避難所の環境整備
 - ・福祉避難所としての機能強化、設備充実
 - ・指定緊急避難所の耐震化補助の検討
- ◎当事者の視点に立った避難所バリアフリー調査
(鳥取県中部地震の教訓を踏まえて今後施策が検討される予定)

(3) 災害時における要配慮者に配慮した情報伝達体制の整備

災害時において、防災行政無線、携帯端末等を活用しての緊急速報メール、ラインやフェイスブック、ツイッターなどのSNS、FAXなどの災害情報配信など多様な手段を組み合わせて、災害時においてもすべての住民に確実に届くような災害情報の提供を行っていきます。

また、行政から被災者への一方向の情報提供だけでなく、被災要配慮者から行政へといった双方向性が担保されるような情報伝達の方法を検討していきます。今後、復旧や復興に向けては様々な事業が展開されますが、事業の周知方法についても情報入手の困難さを配慮の上、実施していきます。

【取組名】

- ◎災害時における情報伝達体制の整備
(鳥取県中部地震の教訓を踏まえて今後施策が検討される予定)

(4) 日常における支え愛活動の展開

後を絶たない犯罪から、子どもや高齢者を守るため、特殊詐欺被害などの情報提供や見守り・声掛け活動を強化し、関係機関と地域、ボランティアが連携した支援体制の充実を図ります。

社会情勢の変化で単身者が増加しています。団塊の世代が高齢になるにつれて、一人暮らし高齢者の率も高くなってきました。従来、見守り隊（民生児童委員、愛の輪協力員、福祉推進員）などによる一人暮らし高齢者、高齢者世帯への見守り、声掛け活動を実施してきたところですが、引き続き、見守り隊による見守り・声掛け活動を行っていき、一人暮らし高齢者への緊急時連絡先などを記したカード作成などの取り組みを推進していきます。

鳥取県中部地震の避難所設営においては、長期間避難した人の多くは一人暮らし高齢者などでした。改めて、こういった人の精神的居場所を作っていくといった課題も浮き彫りになっています。日常における絆づくりの重要性を認識し、すべての人が安心して過ごせるような温もりのある地域社会の実現を進めていきます。

【取組名】

- ◎消費者被害の予防啓発
- ◎子どもの安全を守る地域活動
- ◎見守り隊（民生児童委員、愛の輪協力員、福祉推進員など）による見守り活動
- ◎要配慮者の地域における精神的支柱と居場所づくり

⑤ 心のユニバーサルデザインの意識醸成と社会参加の促進

公共施設、住宅建築物などの整備といったハード面の取り組み、施設等の利用に関するわかりやすい情報提供などのソフト面の取り組みに加え、多様な個性を理解し、認め合い、互いを理解して、他者を思いやり、支え合い、共に生きるという心のユニバーサルデザインの視点に立ったハード面の取り組みを推進していきます。

さらには、障がい者、高齢者が自らの能力を発揮して就労を通じた社会参加が実現できるように就労・雇用対策を支援し、子育て世代の育児と仕事の両立、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の実現を促進します。

(1) 心のユニバーサルデザインの推進

地域社会は、障がいがある人、ない人、高齢者、子どもなど多様な人々で構成されています。多様な個性を認め合い、互いを理解して、支え合い、共に生きるという福祉の心の醸成と定着を促進していきます。

【取組名】

- ◎ゆりはま人権セミナー、人権教育座談会

◎あいサポーター研修、認知症サポーター養成講座

(2) 共に生き、思いやりの心を育む教育の推進

心のユニバーサルデザインを推進、定着させるために、次代を担う子どもたちに対して福祉教育、人権教育に重点的に取り組み、多様な個性や違いを理解し、思いやりの心を持って、お互いを尊重できるような人格形成を目指します。

【取組名】

◎人権に関する意識啓発の推進

- ・こども園、学校等における人権教育の推進
- ・教職員、保育教諭等の資質向上のための研修

◎福祉教育、体験学習の推進

- ・福祉体験学習、交流活動の推進
- ・障がい児理解のための研修会開催

(3) おもてなしの心による行政サービス

役場には障がい者、高齢者、乳幼児連れの保護者、外国人など多種多様な人々が来庁します。住民の多様な特性を理解し、画一的な接遇ではなく、状況に応じた心配りができるような「おもてなしの心」にあふれた職員の接遇のレベルアップを目指します。

【取組名】

◎人にやさしいツールの導入

◎ローカウンター、ベビーベッドや車いすの設置

◎新任職員に対してのあいサポーター研修

(4) 障がい者、高齢者雇用の推進と働き方改革

障がい者や高齢者が能力を最大限発揮し、就労を通じて社会参加が実現できるように、雇用機会の拡大や、就労支援を促進します。またイクボス宣言企業の推進など、仕事と子育ての両立がしやすい環境整備を行ったり、ワークライフバランスの実現を促進します。

【取組名】

◎職場における合理的配慮

◎就労移行支援、就労継続支援

◎障害者優先調達法の推進

◎シルバー人材センターの事業推進と運営支援

◎イクボス宣言企業の推進

⑥ ユニバーサルデザインの視点に立った地域活性化とまちづくり

ユニバーサルデザインの概念を基調とした地域活性化を検討していき、高齢者も障がい者も子どももみんなで支え合うような地域づくり、行政と住民が協働するまちづくりを目指します。

施策立案にあたっては地域の特性を踏まえた上で、持っている強みを生かして個性あふれる事業を展開していきます。

(1) みんなで支え愛 地域づくり

高齢者や障がい者など地域に住むすべての人々が安心して暮らせる支援体制の強化を推進していきます。

【取組名】

- ◎見守り隊（民生児童委員、愛の輪協力員、福祉推進員など）による見守り活動の実施
- ◎認知症患者や障がい者、障がい児などを地域で包み込んで、支え合うような支援体制の確立
- ◎地域における異年代交流の促進

(2) 協働と住民参加のまちづくり

町における施策や事業決定の初期段階から多様な住民参画を促し、自分たちの使いやすいまちづくりを共に担っていく「協働のまちづくり」を推進していきます。

【取組名】

- ◎まちづくり座談会の推進
- ◎自治基本条例の制定
- ◎福祉団体によるバリアフリー調査
 - ・障がい者の視点で避難所を始めとする公有施設のバリアフリー調査を実施

(3) 地域の特性や環境に着目したまちづくり

通学路や積雪対策など地域特性や環境に着目したまちづくりを推進していきます。

【取組名】

- ◎積雪対策
 - ・積雪における官民の役割分担の明確化と冬の生活道路を守る協働意識の向上
 - ・豪雪時の人工透析患者の通院対策
- ◎通学路の歩行環境チェック
 - ・子どもの登下校時の安全確保のために、地域住民・保護者の参画や協力による歩行

環境のチェックの実施

◎集落道における幅の広い歩道、農業施設の整備等を通じた農山村地域のユニバーサルデザインの推進

(4) ユニバーサルデザインの視点に立った小さな拠点づくり

過疎化が顕著な中山間地域の活性化のため、地域の特徴を生かして、小さなエリアで生活が完結でき、住民が主体的に参加し、住民目線に立った安全性、利便性、健康性、快適性の高いまちづくりを推進していきます。

本町では泊地域をモデルに「小さな拠点づくり事業」を推進し、商店や診療所等の生活サービスを集約し、住民活動の拠点、地域内の多世代の出会いと交流の拠点、生きがいを広げる拠点を形成し、小さなエリアならではの強みを生かして、居住するすべての住民にとって居心地がよく、住みやすい地域づくりを目指します。

【取組名】

◎小さな拠点づくり事業の推進

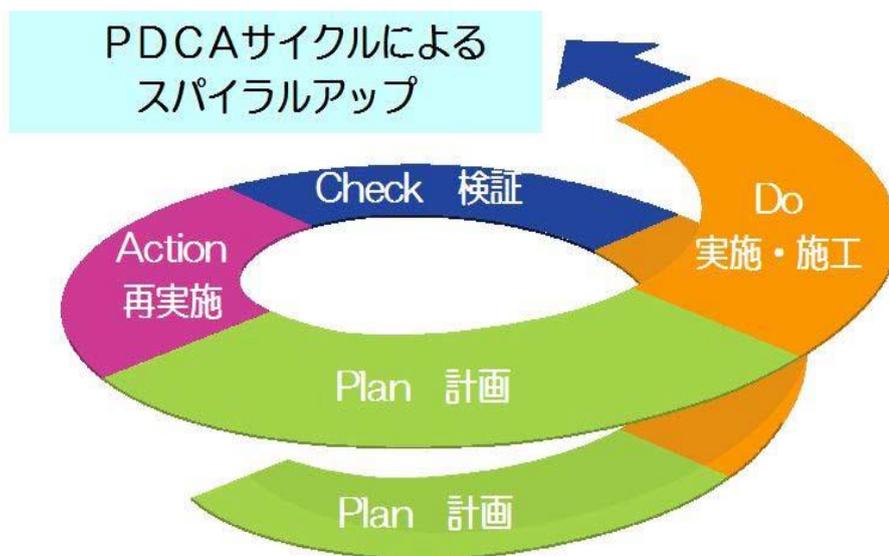
このようにユニバーサルデザインの理念に基づき、すべての住民にとって安全で安心して暮らすことができるのはもちろん、その個性と能力を十分発揮し、QOLが高い生活を営むことができるまちづくりを目指していきます。



3

計画の進行管理

本計画は、福祉のまちづくりに関する施策が具体的かつ実効性の高いものになるよう、協議会委員を中心に障がい者などの当事者の目線で物理的、社会的、心理的などあらゆる局面において段階的、継続的に実施・検証・改善を行っていきます。さらには、柔軟性をもって、内容の一層の充実を図っていく「PDCAサイクルによるスパイラルアップ」の仕組みにより進行管理を行っていきます。



第2期湯梨浜町福祉のまちづくり計画 (概要版)

発行 平成29年3月

湯梨浜町 総合福祉課